

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された 最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告 —選択された貿易条件を中心に—

杉山晴信

1. はじめに

独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization; 以下JETRO）がインターネット上で提供してきた引き合い案件データベース“Trade Tie-up Promotion Program”（以下TTPP）のサービスは2021年12月28日をもって終了し、翌2022年1月より、後継サイトである“JETRO e-Venue”のサービスが開始した¹⁾。筆者は、かねてより売買取引の案件で選択される貿易条件（trade terms）に関心があり、TTPPに日々登録される新着の売買案件から得られたデータに基づいて、2010年以降に貿易条件に関するささやかな論文と研究ノートを発表してきた^{2) 3)}。さらに、貿易条件以外のテーマについても、2011年に発生した東日本大震災、および東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所事故のために日本国内で需要が急増し供給が逼迫した品目に焦点をあて、震災直後にTTPPに登録された対日売り案件（日本を交流

1) JETROがサイト上に公開した「JETRO TTPP - 現行サービスの終了と新サービスのお知らせ」(<https://www.jetro.go.jp/infotpp2021.html>、2021年12月20日閲覧)によれば、TTPP終了の理由はセキュリティ強化と、JETROのイベントやサービスへの申込み時のログイン認証の統一など新機能の導入のためであるという。

2) 下記の論文を発表した。以下、本稿で引用する際には、それぞれ論文（2010）、論文（2011）、論文（2015）と表記する。

杉山晴信（2010）：引き合い案件データベースで使用される貿易条件の実態調査 — “Trade Tie-up Promotion Program”（TTPP）の案件分析を通じて—、獨協大学英語研究第66号、pp. 1-26

杉山晴信（2011）：対日売買案件および日本発売買案件における貿易条件の使用状況 — “TTPP”登録案件で使用される海上条件とコンテナ取引条件を中心に—、獨協大学英語研究第68号、pp. 1-32

杉山晴信（2015）：貿易取引案件において選択されるFOB、CFR、CIF条件の集中度に関する一考察 — 2015年に引き合い案件データベース“TTPP”に登録された新着案件の分析から—、獨協大学英語研究第78号、pp. 1-39

3) 下記の研究ノートを発表した。以下、本稿で引用する際には研究ノート（2014）と表記する。

杉山晴信（2014）：自国保険主義と貿易条件の選択 — バングラデシュ発買い案件を中心に—、獨協大学英語研究第74号、pp. 33-48

希望地とする売り案件)の動向に関する研究ノートを発表した⁴⁾。

上記のように、筆者にとって、TTTPは10年以上の長きにわたって研究のための有益な情報源であり、これらの論文と研究ノートの資料となったデータを含めて、大量のデータをTTTPから収集してきた⁵⁾。しかし、誠に遺憾ながら、筆者の多忙な日常と研究能力の限界のために、これまでに記録・保存したデータの中で比較的新しいデータの大部分が現時点で活用されておらず、目のを見ていない。そこで、本稿においては、筆者がまだ論文等の資料として使用していない、TTTP終了前の最終5年間(2017~2021年)に登録された売買案件を対象として、特に選択された貿易条件に焦点をあてて暫定的に報告する。かくして、より詳細かつ多面的な今後の研究につなげるための第一歩としたい。

2. 2017~2021年の最終5年間にTTTPに登録された売買案件の概要

2. 1. 売買案件の定義

まず、本稿で扱う売買案件(selling/buying offers)について、その定義を確認しておこう。論文(2010)の中でも詳述したが、TTTPに日々登録される新着案件(today's proposals)は、商品・部品の輸出入、技術交流、投資、業務提携、工場・事務所の設立場所、および業務支援という6つのビジネス・タイプのいずれかに分類され、さらに各ビジネス・タイプは複数の交流希望形態(offer type)に区分されている。たとえば、投資(investment)のビジネス・タイプに分類される案件は、「投資をしたい」(offer to invest)と「投資を受け

-
- 4) 下記の研究ノートを発表した。以下、本稿で引用する際には研究ノート(2011)と表記する。
 杉山晴信(2011):東日本大震災後3か月間における対日売り案件の動向—引き合い案件データベース“TTTP”に基づく報告—、獨協大学英語研究第69号、pp.115-131
- 5) 個々の売買案件について筆者が記録したデータは下記の14項目に及ぶが、本稿での報告に関与する項目は主に③、④、⑤、⑦、⑧、⑩および⑭である(順不同)。
 ①登録年月日
 ②JETROが付与した7桁の案件番号
 ③案件の登録国/地域
 ④売り案件/買い案件の別
 ⑤案件のタイトル・内容
 ⑥商品の生産国
 ⑦JETROが付与した4桁の案件分類コード
 ⑧交流希望地
 ⑨参考価格
 ⑩決済条件
 ⑪最小受発注量
 ⑫最短納期
 ⑬商品の積出港
 ⑭指定(選択)されている貿易条件

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告
入れたい」（offer to find investors）という2つの交流希望形態のいずれかに区分されている。ちなみに、6つのビジネス・タイプの交流希望形態を合計すると17個に及ぶ。

さて、最も登録案件の多いビジネス・タイプは商品・部品の輸出入であり、全体の8割近くを占める。筆者の論文（2010）と論文（2011）においては、商品・部品の輸出入（export & import of products/parts）のビジネス・タイプに該当し、かつ、登録国／地域と交流希望地が異なっている売買案件、すなわち国際売買取引案件のみを考察の対象にした。一方、論文（2015）では、登録国が日本であり、かつ、交流希望地として日本を指定している売買案件、すなわち国内売買案件（domestic selling/buying offers）も考察の対象に加えた⁶。本稿で考察の対象とする売買案件も、国際売買取引案件と国内売買案件の両方を含むものとする。さらに、売買案件は、売主側からの「商品・部品を売りたい」（offer to sell products/parts）と買主側からの「商品・部品を買いたい」（offer to purchase products/parts）という2つの交流希望形態に区分されるが、本稿では前者を売り案件（selling offers）、後者を買い案件（buying offers）とよぶ。

2. 2. 売買案件の件数

TTPPの新着案件は、基本的に土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く平日に登録され、閲覧に供されてきた。筆者の記録によれば、2017～2021年の各年において、新着案件の登録が行われた日数はそれぞれ243日、232日、238日、237日、236日であり、これらの登録日数を合計すると1,186日であった。当該5年間に筆者が閲覧し、そのデータを記録・保存した新着売買案件の総数は、下の表1に示す通り9,232件（売り案件7,489件、買い案件1,743件）であったので、1日平均7.8件（売り案件6.3件、買い案件1.5件）の売買案件が新たに記録されたことになる。また、売り案件が圧倒的に多く、どの年も売買案件の80%前後を占め、買い案件との構成比は概ね4対1であった。

6) 後述のように、2011年1月に発効したインコタームズ[®]の2010年版（Incoterms[®] 2010）から、貿易条件が国内での売買にも使用可能となったことを考慮したためである。

表1. 2017～2021年の5年間に TTPP に登録された新着売買案件

登録年	売り案件		買い案件		売買案件 件数合計
	件数	構成比	件数	構成比	
2017年	1,669	81.4%	382	18.6%	2,051
2018年	1,427	81.1%	332	18.9%	1,759
2019年	1,427	79.9%	360	20.1%	1,787
2020年	1,627	83.8%	315	16.2%	1,942
2021年	1,339	79.1%	354	20.9%	1,693
5年間合計	7,489	81.1%	1,743	18.9%	9,232

2. 3. 売買案件の登録国／地域

筆者は、個々の売買案件の登録国を TTPP の分類にしたがって、「日本」、「アジア（日本を除く）」、「中東」、「ロシア・CIS」、「欧州」、「北米」、「中南米」、「大洋州」および「アフリカ」の9つの地域に区分して記録し、集計した。2017～2021年の5年間における集計結果は次の表2の通りである。

表2. 売買案件の登録国／地域（2017～2021年）

登録国 ／地域	売り案件		買い案件		売買案件	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
日本	3,216	42.9%	908	52.1%	4,124	44.7%
アジア（日本を除く）	3,263	43.6%	705	40.4%	3,968	43.0%
中東	95	1.3%	8	0.5%	103	1.1%
ロシア・CIS	201	2.7%	15	0.9%	216	2.3%
欧州	248	3.3%	42	2.4%	290	3.1%
北米	166	2.2%	27	1.5%	193	2.1%
中南米	152	2.0%	9	0.5%	161	1.7%
大洋州	43	0.6%	13	0.7%	56	0.6%
アフリカ	105	1.4%	16	0.9%	121	1.3%
計	7,489	100.0%	1,743	100.0%	9,232	100.0%

上掲の表2から明らかなように、売買案件の登録国／地域には大きな偏りがあり、日本およびアジア（日本を除く）が圧倒的に多く、両者を合わせると売

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告り案件の86.5%、買い案件の92.5%、売買案件の87.7%と大部分を占める。他の7つの地域区分を登録国／地域とする売買案件は概して少なく、合計しても全体の12.2%にすぎなかった。このような傾向は単年ベースで観察しても大きな変化はなかった。

なお、本稿では具体的な登録国の内訳をいちいち報告する余裕がないが、売り案件と買い案件のいずれにおいても、登録国として日本が最も多いことは言うまでもない。参考までに、直近の2021年（表1参照）について、売買案件の登録が多かった国の一部を紹介する。売り案件（全1,339件）では日本（592件）に次いで中国（156件）、韓国（108件）、インド（73件）、ベトナム（65件）、インドネシア（50件）などが多く、買い案件（全354件）では日本（196件）に次いで韓国（33件）、インド（31件）、中国（18件）などが登録件数の上位を占めていた。このように、売買案件の登録国の多くが日本およびアジアの国々に偏っていることが確認できる。

2. 4. 売買案件の交流希望地

TTPPは、個々の案件の交流希望地（target country/area）として、「全世界」、「全世界（日本を除く）」、「アジア（日本を除く）」、「中東」、「ロシア・CIS」、「欧州」、「北米」、「中南米」、「大洋州」、「アフリカ」および「日本」という11個の地域区分を設けている。しかし、複数の交流希望地を同時に指定している売買案件が散見されるため、当該11個の地域区分にしたがって集計すると、同一の売買案件が重複して計上されるという不都合が生じる。また、筆者のこれまでの記録から、上記の「アジア（日本を除く）」～「アフリカ」の8つの地域区分を交流希望地とする売買案件は非常に少ないことが判明している。そのため、本稿では、売買案件の交流希望地を「全世界」、「全世界（日本を除く）」、「日本単独または日本を含む複数国／地域」および「その他」の4つの区分に再編成して集計を行った⁷⁾。その結果を次の表3に示す。

7) 日本を登録国とする売買案件（日本発売買案件）の多くは、交流希望地から日本を除外する場合、案件のタイトルに「海外限定」と表示するとともに交流希望地の地域区分を「全世界（日本を除く）」に指定する。

表3. 売買案件の交流希望地 (2017～2021年)

交流希望地	売り案件		買い案件		売買案件	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全世界	4,598	61.4%	524	30.1%	5,122	55.5%
全世界（日本を除く）	640	8.5%	64	3.7%	704	7.6%
日本単独または日本を含む複数国／地域	1,963	26.2%	1,013	58.1%	2,976	32.2%
その他	288	3.8%	142	8.1%	430	4.7%
計	7,489	100.0%	1,743	100.0%	9,232	100.0%

上掲の表3が示すように、「全世界」を交流希望地とする売り案件の構成比は60%を超え、これに「全世界（日本を除く）」も加えると構成比はほぼ70%である。また、「日本単独または日本を含む複数国／地域」を交流希望地とする売り案件の構成比は26.2%にとどまり、「その他」にいたっては5年間全体で3.8%と非常に少ない。他方、買い案件についてはほぼ逆の傾向がみられ、「日本単独または日本を含む複数国／地域」の構成比が60%に迫り、「全世界」の構成比は約30%にとどまる。

ところで、筆者が記録したデータに基づいて2017～2021年における買い案件の交流希望地の推移を経時的に観察すると、「日本単独または日本を含む複数国／地域」の構成比が次第に減少し（67.8%→57.8%→57.5%→55.2%→51.1%）、それに伴い「全世界」の構成比が増加傾向にある（20.9%→29.8%→30.8%→34.6%→35.3%）ことが判明した⁸⁾。その要因の解明は今後の課題にしたい。

2. 5. 売買案件の内容

TPPP は案件の内容を「農林漁業・食料品」、「繊維・皮革品」、「化学品」などの13分野に大別するとともに、0001（肉類・同調製品）、0002（魚介類・同調製品）、0005（穀物・穀粉）のように、案件分類（proposal category）のための4桁のコードを付与している。このコードは、いわゆるHS条約に基づ

8) 「全世界」と「全世界（日本を除く）」の合計で2017～2021年の推移を観察すると、これらを交流希望地とする買い案件の増加傾向がいっそう顕著にみられた（23.0%→32.8%→34.7%→38.4%→40.9%）。

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告
くHSコード⁹⁾および日本標準産業分類をベースにJETROが編集したものである。

筆者は、新着の売買案件を閲覧する際に、登録年月日、JETROが付与した7桁の案件番号、登録国／地域、交流希望地、上記の案件分類コードおよび商品の生産国とともに、案件の内容（features and characteristics）を詳細に記録してきた。なお、商品の生産国が明記されていない売り案件や「不問」とされている買い案件には、その旨を注記した。案件の内容は実に多岐にわたり、しかも複数の案件分類コードに該当する売買案件も多い。そのため、登録国／地域や交流希望地とのクロス集計といった統計処理は技術的に非常に難解であり、現時点で筆者は着手していない。しかし、個々の売買案件を入念に観察すると、登録国で生産された地場産品（local products）の購入者（買主）を全世界に求める売り案件、および交流希望地で生産された地場産品の調達先（売主）を求める買い案件が多いことがわかる。この所見はすでに論文（2010）でも報告したが、参考までに地場産品を扱った最近の売買案件を次の表4に例示する。

9) HS条約は1988年1月に発効し、正式名称を「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System) という。2022年7月現在、日本を含む159か国と欧州連合（EU）が加盟している。HS条約は、貿易統計や通関手続きに際して、あらゆる対象品目を世界共通の6桁の番号（HSコード）で分類するものであり、コードの上2桁を類（Chapter）、類を含む上4桁を項（Heading）、項を含む6桁を号（Sub-heading）という。特に「類」が品目を分類する上での基本となる。たとえば、りんご（apples）のHSコードは0808.10で、第8類（Chapter 8）の「食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮」（edible fruit and nuts; peel of citrus fruit or melons）に分類される。現在、類は第1類から第97類まであり、第77類は将来の必要に備えて欠番になっている。ただし、日本では、世界共通の6桁にさらに日本独自の4桁、すなわち7～9桁目の3桁分である「統計細分」と最後の10桁目の「NACCSコード」を加えた10桁の統計品目番号で運用されている。たとえば、りんごの統計品目番号は0808.10.000.5、（下線部が日本独自の4桁の部分）である。ちなみに、貨物のHSコードや統計品目番号は当該貨物の関税率に紐づけられている。

表4. 地場産品の売買案件の例

案件種別	登録年月日	案件番号	登録国/地域	交流希望地	案件の内容	商品の生産国	案件分類
売り案件	2020年1月10日	1166939	日本	全世界	乾燥なまこ、乾燥ほたて	日本(北海道)	0002(魚介類・同調製品) 0009(その他の食料品)
売り案件	2020年10月22日	1169443	インドネシア	全世界	コーヒー生豆(ロブスタ/アラビカ)	インドネシア	0104(コーヒー、茶、ココア、飲料、食酢等)
売り案件	2021年8月3日	1171676	インド	全世界	乾燥エビ殻(キッチン・キットサン製造用)	インド	0202(工業用・医療用動植物生産品)
買い案件	2020年4月17日	1167735	中国	日本(指定県限定)	和牛	日本	0001(肉類・同調製品)
買い案件	2021年4月23日	1170880	マレーシア	日本	和菓子材料	日本	0005(穀物・穀粉)
買い案件	2021年10月29日	1172328	中国	日本	日本食品	日本	0001(肉類・同調製品)ほか

2. 6. コンテナ数量売買案件の件数と割合

論文(2015)で論及したように、筆者の関心はとりわけコンテナ船での海上輸送を前提とした売買案件、すなわちコンテナ数量売買案件(container-load-based selling/buying offers)における貿易条件の選択状況に向いている。そのため、新規に登録された売買案件の最小受発注量(minimum order quantity; 以下MOQ)の欄を確認し、コンテナ数量単位(20ft. container、40ft.container、20ft/40ft container等)が表示されている場合は当該案件をコンテナ数量売買案件として扱ってきた¹⁰⁾。

次の表5は、2017~2021年の5年間に TTPP に登録されたコンテナ数量売買案件の件数を集計し、さらに上掲の表1に示した各年の売り案件と買い案件の件数に占めるそれぞれの割合を算出した結果である。どの年においても、コンテナ数量売り案件よりもコンテナ数量買い案件の割合が高く、5年間全体で見ると前者が23.9%であるのに対し後者は31.8%であった。

10) 論文(2015)でも言及したが、海上コンテナの規格は国際標準化機構(ISO)によって標準化されているから、MOQがコンテナ数量単位以外の単位(個数、重量、容積等)で表示されている案件であっても、運送手段としてコンテナ船が選択されるべき案件であるかどうかは容易に判断できる。しかし、在来船(不定期船)による用船運送(charter party)等の可能性も完全には除外できないため、臆測を排すべく、そのような売買案件をコンテナ数量売買案件には含めていない。

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告

表5. 2017～2021年の5年間にTTPPに登録されたコンテナ数量売買案件

登録年	コンテナ数量売り案件		コンテナ数量買い案件		コンテナ数量売買案件 件数合計
	件数	売り案件に 占める割合	件数	買い案件に 占める割合	
2017年	381	22.8%	117	30.6%	498
2018年	319	22.4%	99	29.8%	418
2019年	425	29.8%	125	34.7%	550
2020年	392	24.1%	96	30.5%	488
2021年	275	20.5%	117	33.1%	392
5年間合計	1,792	23.9%	554	31.8%	2,346

2. 7. 2020年以降の売買案件の顕著な特徴

既述のように、研究ノート（2011）において、筆者は東日本大震災後に日本国内で需要が増加し供給が逼迫したいくつかの品目に焦点をあてて、TTPPに登録された対日売り案件（selling offers to Japan）の動向について報告した¹¹⁾。その動機は、長期間にわたって経時的にTTPPを閲覧してきた経験によって、案件の対象品目の動向にその時々々の社会情勢が敏感に反映されることを実感してきたことにある。奇しくも昨今、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、2020年以降は感染対策関連品目を対象とする売買案件の登録が増加しているという顕著な特徴がみられる。統計的な集計と分析は行っていないが、以下、筆者の記録に基づいて所見の一端を述べる。

周知のように、2020年初頭からマスクや手指消毒を目的としたアルコール消毒製品などの需要が急増して品薄になり、インターネット上での高額転売が社会問題となった。そのため、同年3月に「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第42号）が公布・施行されてマスクの転売が禁止され、さらに同年5月にはアルコール消毒製品の転売が禁止された¹²⁾。このような当時の社会情勢をTTPPの登録状況に重ねて観察すると、次のような事実が判明した。まず、2020年になって最初に筆者が記録したマスク関連の売買案件は、同年1月17日に韓国の登録者が全世界を交流希望地として

11) 東日本大震災の影響によって日本で需要が増加した品目として、建築資材、医療関連品、防災関連用品、LED照明器具、バイオマス燃料、発電機、飲料水関連品および放射線測定器の8品目を対象にした。

12) その後、両品目とも需給が改善され、2020年8月に転売規制が解除された。

登録した、使い捨て防毒マスクの売り案件（案件番号1166968）であった。また、アルコール消毒製品の売買案件については、同年2月17日に日本の登録者が全世界を交流希望地として登録した、消毒液の原料エタノールを韓国向けに買い付ける案件（案件番号1167222）が最初であった。その後、両品目の売買案件の登録は売り案件、買い案件ともに同年3月中旬までは増加した。ところが、上記の転売規制の影響と考えられるが、マスクについては同年3月17日をもって、アルコール消毒製品については同年3月19日をもって、それぞれ新着案件の登録が途絶えた。さらに、同年3月25日、TTPPのサイト上でJETRO自身が当該品目の新規案件登録の受付を停止する旨の通達を発した¹³⁾。

一方、転売規制の対象となった上記2品目以外の感染対策関連品目については、非接触型体温計、医療用ゴーグル、医療用使い捨て手袋、フェイスシールドなどの売買案件の登録の増加が目立った。さらに興味深いことに、マスクが転売規制の対象となったことを契機として、マスク素材としてのメルトブロン不織布やマスク製造装置の売買案件の登録が俄かに増加した。

繰り返すが、TTPPに登録される売買案件の対象品目にはその時々々の社会情勢が如実に現われる。経過の詳細は割愛するが、筆者の記録によると、TTPPに最後に登録された感染対策関連品目の売買案件は、2021年11月22日に中国の登録者が全世界を交流希望地として登録した、「ウィルス等の検体採取・保管用プラスチックチューブと綿棒のセット」の売り案件（案件番号1172494）であった。本稿執筆時点（2022年10月）においてもCOVID-19は終息しておらず、筆者は現在、TTPPの後継サイトであるJETRO e-Venueへの売買案件の登録状況を観察しているところである。

3. 2017～2021年の最終5年間にTTPPの売買案件で選択された貿易条件の概要

3. 1. インコタームズ[®]の変遷とTTPPによる貿易条件の分類

これより、本稿での報告の中心となるTTPP終了前の最終5年間（2017～2021年）に登録された売買案件における貿易条件の選択状況について論述していく。

13) その理由として、価格の急騰および類似製品間の価格差が甚だしいなど市場価格が混乱し、案件登録の適正管理が困難になっていることを挙げている。

引き合い案件データベース“TTTP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告

まず、TTTPの売買案件では、選択可能な貿易条件として、下記13個の貿易条件に分類しているが、貿易条件を選択（指定）していない売買案件もあるため、筆者はさらに「指定なし」を加えた計14個のカテゴリーで記録・集計を行ってきた。

- ・ EXW（Ex Work、工場渡し）
- ・ FAS（Free Alongside Ship、船側渡し）
- ・ FOB（Free On Board、本船渡し）
- ・ FCA（Free Carrier、運送人渡し）
- ・ CFR（Cost and Freight、運賃込渡し）
- ・ CIF（Cost, Insurance and Freight、運賃・保険料込渡し）
- ・ CPT（Carriage Paid To、輸送費込渡し）
- ・ CIP（Carriage and Insurance Paid To、輸送費・保険料込渡し）
- ・ DAF（Delivered At Frontier、国境持込渡し）
- ・ DES（Delivered Ex Ship、本船持込渡し）
- ・ DEQ（Delivered Ex Quay、埠頭持込渡し）
- ・ DDU（Delivered Duty Unpaid、仕向地持込渡し、関税抜き）
- ・ DDP（Delivered Duty Paid、仕向地持込渡し、関税込み）

ところで、国際商業会議所（the International Chamber of Commerce; ICC）が制定した貿易条件の国際規則であるインコタームズ®（Incoterms®）は、1936年の初版以降、数度の改訂が行われたが、ここ近年はほぼ10年ごとに改訂されている。TTTPがスタートした2000年8月時点では2000年版が現行版であったが、その後2010年版への改訂を経て、TTTPが終了した2022年12月時点においては現在の最新版でもある、2020年1月発効の2020年版（Incoterms® 2020）が現行版であった。すなわち、TTTPの開始から終了までの間にインコタームズ®は3度の変遷を経たことになる。しかるに、TTTPは、一貫して2000年版に規定された上記13個の貿易条件を選択肢としてきた。無論、インコタームズ®は最新版以外の旧版が廃止されるわけではなく、売買当事者の合意さえあれば何年版を採択することもできるから、TTTPが終了するまで継続して2000年版に基づく貿易条件を選択対象としてきたことは必ずしも不適切ではない。むしろ、新版が周知されるまでに要する時間を考えれば、一定期間は旧版を採用することが合理的であるかもしれない。しかし、前記の直近3度の改訂を経て、特にD類型（D-Group）の貿易条件が整理・統合され

たため、筆者の私見としては、しかるべき時期に少なくとも2010年版への切り替えを検討してもよかったのではないかと考えている¹⁴⁾。

3. 2. 2017～2021年に登録された TTPP の売買案件における貿易条件の選択状況

さて、前項で論じた13個の貿易条件に「指定なし」を加えた計14個のカテゴリーをベースに、TTPPの最終5年間（2017～2021年）の各年に登録された売り案件、買い案件および売買案件全体について、選択された貿易条件の件数と構成比（イタリック体）の集計結果をそれぞれ表6～表8に示す。以下、これらのデータに基づき、ごく簡潔に所見の一端を述べることにする。

表6. 売り案件における貿易条件の選択状況（2017～2021年）

登録年	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)										
EXW	190	11.4	173	12.1	171	12.0	151	9.3	131	9.8	816	10.9
FAS	4	0.2	5	0.4	5	0.4	1	0.1	4	0.3	19	0.3
FOB	688	41.2	542	38.0	512	35.9	527	32.4	477	35.6	2,746	36.7
FCA	36	2.2	19	1.3	18	1.3	28	1.7	24	1.8	125	1.7
CFR	121	7.2	120	8.4	140	9.8	121	7.4	90	6.7	592	7.9
CIF	198	11.9	179	12.5	190	13.3	251	15.4	162	12.1	980	13.1
CPT	4	0.2	15	1.1	4	0.3	17	1.0	6	0.4	46	0.6
CIP	9	0.5	1	0.1	8	0.6	6	0.4	9	0.7	33	0.4
DAF	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	2	0.0
DES	1	0.1	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	3	0.0
DEQ	1	0.1	4	0.3	0	0.0	1	0.1	0	0.0	6	0.1
DDU	12	0.7	9	0.6	11	0.8	12	0.7	9	0.7	53	0.7
DDP	10	0.6	12	0.8	7	0.5	24	1.5	12	0.9	65	0.9
指定なし	394	23.6	348	24.4	360	25.2	486	29.9	415	31.0	2,003	26.7
計	1,669	100.0	1,427	100.0	1,427	100.0	1,627	100.0	1,339	100.0	7,489	100.0

14) D 類型の貿易条件は「持込渡し条件」、「到着地条件」、「揚地条件」などと総称され、売主の費用負担と危険負担が揚地（輸入国サイド）にまで及ぶ。インコタームズ[®]の2000年版では DAF、DES、DEQ、DDU および DDP の5条件が規定されていたが、2010年版において DAF、DES、DDU の3条件が DAP (Delivered At Place、仕向地持込渡し) に集約されるとともに DEQ が DAT (Delivered At Terminal、ターミナル持込渡し) に変更された。さらに、現行最新版の2020年版 (Incoterms[®] 2020) では、DAT が DPU (Delivered At Place Unloaded、荷卸持込渡し) に変更された。

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告

表7. 買い案件における貿易条件の選択状況（2017～2021年）

登録年 貿易条件	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)										
EXW	30	7.9	21	6.3	24	6.7	18	5.7	26	7.3	119	6.8
FAS	2	0.5	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0	0.0	4	0.2
FOB	62	16.2	69	20.8	71	19.7	60	19.0	66	18.6	328	18.8
FCA	2	0.5	4	1.2	8	2.2	3	1.0	4	1.1	21	1.2
CFR	36	9.4	34	10.2	36	10.0	38	12.1	33	9.3	177	10.2
CIF	72	18.8	56	16.9	68	18.9	70	22.2	75	21.2	341	19.6
CPT	2	0.5	3	0.9	4	1.1	2	0.6	1	0.3	12	0.7
CIP	4	1.0	2	0.6	0	0.0	0	0.0	2	0.6	8	0.5
DAF	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	1	0.1
DES	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
DEQ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
DDU	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0	0.0	1	0.3	3	0.2
DDP	4	1.0	3	0.9	6	1.7	3	1.0	1	0.3	17	1.0
指定なし	167	43.7	140	42.2	141	39.2	118	37.5	145	41.0	711	40.8
計	382	100.0	332	100.0	360	100.0	315	100.0	354	100.0	1,743	100.0

表8. 売買案件全体における貿易条件の選択状況（2017～2021年）

登録年 貿易条件	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)										
EXW	220	10.7	194	11.0	195	10.9	169	8.7	157	9.3	935	10.1
FAS	6	0.3	5	0.3	5	0.3	3	0.2	4	0.2	23	0.2
FOB	750	36.6	611	34.7	583	32.6	587	30.2	543	32.1	3,074	33.3
FCA	38	1.9	23	1.3	26	1.5	31	1.6	28	1.7	146	1.6
CFR	157	7.7	154	8.8	176	9.8	159	8.2	123	7.3	769	8.3
CIF	270	13.2	235	13.4	258	14.4	321	16.5	237	14.0	1,321	14.3
CPT	6	0.3	18	1.0	8	0.4	19	1.0	7	0.4	58	0.6
CIP	13	0.6	3	0.2	8	0.4	6	0.3	11	0.6	41	0.4
DAF	1	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	0	0.0	3	0.0
DES	2	0.1	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	4	0.0
DEQ	1	0.0	4	0.2	0	0.0	1	0.1	0	0.0	6	0.1
DDU	12	0.6	9	0.5	13	0.7	12	0.6	10	0.6	56	0.6
DDP	14	0.7	15	0.9	13	0.7	27	1.4	13	0.8	82	0.9
指定なし	561	27.4	488	27.7	501	28.0	604	31.1	560	33.1	2,714	29.4
計	2,051	100.0	1,759	100.0	1,787	100.0	1,942	100.0	1,693	100.0	9,232	100.0

まず、表6の売り案件については、どの登録年においても FOB の件数が最も多く、5年間全体でみると、7,489 件中 2,746 件が FOB を選択し、その構成比は 36.7% を占める。また、「指定なし」の案件を除くと、どの登録年においても FOB に次いで CIF、EXW、CFR の順に件数が多く、5年間全体の構成比はそれぞれ 13.1%、10.9%、7.9% である。一方、表7の買い案件については、各年概ね 40% 前後を占める「指定なし」の案件を除外すると、件数の首位は登録年によって FOB か CIF のいずれかであり、5年間全体の件数と構成比でみると CIF (341 件、19.6%) が FOB (328 件、18.8%) を僅差で上回った。また、どの登録年においても CFR が 3 位、EXW が 4 位を占め、5年間全体でみると構成比はそれぞれ 10.2% と 6.8% である。これを要するに、論文 (2015) でも指摘したように、FOB は買い案件で相対的に減少し、逆に CFR および CIF が買い案件で相対的に増加する傾向がある。その要因として、売り案件の多くは「全世界」を交流希望地とし、仕向地 (destination) が特定されていないのに対し、買い案件では交流希望地を指定し、かつ積出地を特定ないし限定している事例が多いことが挙げられる。すなわち、売り案件で海外の仕向地が未定であれば、当然のことながら、価格の構成要素に国際輸送に関わる運賃や保険料を含まず、積地サイドで発生する費用のみで建値 (quotation) が完結する FOB の汎用性が高い。これに対して、積出地 (その多くは交流希望地) が特定または限定された買い案件では、仕向地 (その多くは案件の登録国/地域) との輸送距離、運送手段、航路などが概ね判明しているため、価格の構成要素に運賃を含む CFR や、さらに保険料を含む CIF で案件を提示することが可能となるので、CFR と CIF の選択が増加すると思われる。

次に、売り案件と買い案件を合計した表8の売買案件全体を確認すると、どの登録年においても FOB を選択した案件が最も多い。5年間全体でみると、9,232 件中 3,074 件が FOB を選択し、その構成比は 33.3%、すなわち売買案件全体の 3 分の 1 にも相当する。また、「指定なし」の売買案件を除けば、どの登録年においても FOB に次いで CIF、EXW、CFR の順に件数が多く、5年間全体の構成比はそれぞれ 14.3%、10.1%、8.3% である。

3. 3. 売買案件における FOB、CFR、CIF の 3 条件の集中度

ところで、筆者は論文 (2015) において、伝統的な在来船専用の貿易条件である FOB、CFR、CIF の 3 条件の高い使用比率に対して、コンテナ貨物の海

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告上運送に適したFCA、CPT、CIPの3条件の使用比率が今日のコンテナリゼーションの進展に見合うようなレベルにまでは遠く及ばないことを指摘した。本稿においても、上掲の表6～表8のデータから、売り案件、買い案件、売買案件全体のいずれの案件区分においても依然としてこの傾向がみられる。2017～2021年の各年におけるFOB、CFR、CIFの3条件の集中度（構成比の合計）の範囲は、表6の売り案件において54.4%～59.8%、表7の買い案件において44.4%～53.3%であり、5年間全体でみると前者は57.7%、後者は48.6%である。買い案件は売り案件よりも当該3条件の集中度の程度が若干低いものの、表8の売買案件全体でみると、当該5年間のFOB、CFR、CIFの集中度は53.4%～56.9%の範囲にあり、いずれの登録年においても過半数の売買案件がFOB、CFR、CIFのいずれかを選択している。これに対して、当該5年間の各年のFCA、CPT、CIPの3条件の構成比（の合計）は、売り案件で2.2%～3.1%、買い案件で1.6%～2.7%、売買案件全体では2.3%～2.9%という範囲にあり、きわめて僅少である。ちなみに、5年間全体の9,232件の売買案件から「指定なし」の売買案件（2,714件）を除外した6,518件を母数にすると、FOB、CFR、CIFの3条件（件数合計5,164件）の集中度は79.2%に及ぶのに対し、FCA、CPT、CIPの3条件（件数合計245件）の構成比は3.8%にすぎない。このように、論文（2015）から6年近くを経過したTTPP終了時点においても、FOB、CFR、CIFの3条件とFCA、CPT、CIPの3条件の選択状況には歴然とした差があることを改めて報告しなければならない。

なお、Dタイプの貿易条件の選択状況にいたっては、5つの条件（DAF、DES、DEQ、DDU、DDP）を合計しても5年間の売買案件全体の1.6%（9,232件中151件）にすぎず、まるで存在感がないといっても過言ではない¹⁵⁾。

3. 4. コンテナ数量売買案件における貿易条件の選択状況

論文（2015）において、筆者は特にコンテナ数量売買案件における貿易条件の選択状況に関心があることを披歴した。というのは、前項で示した表6～表8のデータからも明らかかなように、本来は在来船（conventional vessels）のみに使用されるべきFOB、CFR、CIFの3条件の使用比率の高さは、コンテナ

15) ただし、引渡し場所が国境の指定地点および場所（named point and place at the frontier）とされているDAF（Delivered At Frontier、国境持込渡し）のように、地理的制約によって日本のような島国では使用できない貿易条件があることを考慮しなければならない。

船による海上運送が主流となった今日の国際物流の状況からあまりにもかけ離れているからである¹⁶⁾。すなわち、コンテナ貨物の海上運送を前提とした貿易条件を選択すべきケースに在来船専用の貿易条件を選択するという、貿易条件の誤用ないし不適切な選択が多く、の売買案件でみられることを指摘せざるをえない。

このような貿易条件の誤用ないし不適切な選択は、主に危険の移転 (transfer of risk) との関係で問題となる可能性がある。FOB、CFR、CIF の3条件は、確かに価格の構成要素を示す採算条件 (quotation terms) としては FCA、CPT、CIP の3条件とそれぞれ見合っているが、危険が移転する引渡し (delivery) の場所は一致せず、前三者は海上にあり、後三者は陸上にある¹⁷⁾。したがって、コンテナ貨物の海上運送には断じて FOB、CFR、CIF の3条件を選択するべきではない。ちなみに、TTTP がスタートした時点でインコタームズ[®]の現行版であった2000年版では、FOB、CFR、CIF の3条件について、「当事者が、本船の手すりを横切って物品を引渡す意図がない場合には、FCA [CPT、CIP] 条件を使用すべきである」(If the parties do not intend to deliver the goods across the ship's rail, the FCA [CPT, CIP] should be used.) と注意喚起を行っている¹⁸⁾。

さて、筆者は、論文 (2015) の結論の1つとして、上述した貿易条件の誤用ないし不適切な使用 (選択) が、特にコンテナ数量売買案件において顕著であることを集計したデータに基づいて指摘した。そこで、当時の結論が約6年の時を隔てた TTTP 終了時点にもあてはまるかを本稿で改めて検証してみたい。後掲の表9～表11は、2017～2021年の最終5年間の各年に TTTP に登録されたコンテナ数量売買案件を抽出して、コンテナ数量売り案件 (総数1,792件)、コンテナ数量買い案件 (同554件) およびコンテナ数量売買案件全体 (同2,346件) の集計区分ごとに、選択された貿易条件の件数と構成比 (イタリック体) を集計した結果である。

16) FAS (Free Alongside Ship, 船側渡し) も在来船専用の貿易条件ではあるが、木材等のばら積み貨物 (bulk cargo) に使用されることが多く、一般的な貨物ではあまり選択されない。表10からもわかるように、5年間 (2017～2021年) の売買案件9,232件のうち23件しかされておらず、構成比は僅か0.2%である。

17) インコタームズ[®]の2000年版では、FOB、CFR、CIF の3条件における危険の移転は貨物が本船の手すり (ship's rail) を通過した時点と規定されていたが、2010年版以降では本船の甲板上 (on board the vessel) に変更された。一方、FCA、CPT、CIP の3条件の危険の移転は運送人 (carrier) への引渡しの時であり、具体的にいうと、コンテナ貨物がコンテナ・ヤード (CY) やコンテナ・フレート・ステーション (CFS) でそれぞれのオペレーターに引渡された時である。これを要するに、在来船の専用条件である FOB、CFR、CIF の場合は危険が移転するポイントは海上にあるが、FCA、CPT、CIP の場合はその手前の陸上にある。

18) Ramberg, Jan (1999) : *ICC Guide to Incoterms 2000*, International Chamber of Commerce, Paris, p.97, p.107, p.119、および 新堀 聡記 (1999) : *ICC インコタームズの手引き (英和対訳版)*、国際商業会議所日本委員会、p.121, p.133, p.149

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告

表9. コンテナ数量売り案件における貿易条件の選択状況（2017～2021年）

登録年 貿易条件	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)										
EXW	20	5.2	25	7.8	32	7.5	27	6.9	13	4.7	117	6.5
FAS	0	0.0	1	0.3	1	0.2	0	0.0	0	0.0	2	0.1
FOB	172	45.1	144	45.1	173	40.7	138	35.2	111	40.4	738	41.2
FCA	8	2.1	4	1.3	0	0.0	1	0.3	6	2.2	19	1.1
CFR	61	16.0	48	15.0	71	16.7	66	16.8	46	16.7	292	16.3
CIF	74	19.4	57	17.9	77	18.1	89	22.7	57	20.7	354	19.8
CPT	2	0.5	2	0.6	1	0.2	3	0.8	0	0.0	8	0.4
CIP	0	0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.3	4	1.5	6	0.3
DAF	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	2	0.1
DES	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	2	0.1
DEQ	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
DDU	0	0.0	1	0.3	1	0.2	1	0.3	0	0.0	3	0.2
DDP	3	0.8	3	0.9	0	0.0	10	2.6	2	0.7	18	1.0
指定なし	39	10.2	33	10.3	68	16.0	54	13.8	36	13.1	230	12.8
計	381	100.0	319	100.0	425	100.0	392	100.0	275	100.0	1,792	100.0

表10. コンテナ数量買い案件における貿易条件の選択状況（2017～2021年）

登録年 貿易条件	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)								
EXW	15	12.8	6	6.1	10	8.0	3	3.1	11	9.4	45	8.1
FAS	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0	1	0.2
FOB	27	23.1	21	21.1	29	23.2	29	30.2	28	23.9	134	24.2
FCA	0	0.0	2	2.0	0	0.0	1	1.0	1	0.9	4	0.7
CFR	20	17.1	16	16.2	20	16.0	15	15.6	17	14.5	88	15.9
CIF	24	20.5	25	25.3	31	24.8	25	26.0	35	29.0	140	25.3
CPT	0	0.0	2	2.0	2	1.6	0	0.0	2	1.7	6	1.1
CIP	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
DAF	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
DES	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
DEQ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
DDU	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
DDP	1	0.9	0	0.0	1	0.8	0	0.0	0	0.0	2	0.4
指定なし	28	23.9	27	27.3	32	25.6	22	22.9	23	19.7	132	23.8
計	117	100.0	99	100.0	125	100.0	96	100.0	117	100.0	554	100.0

表 11. コンテナ数量売買案件全体における貿易条件の選択状況 (2017～2021年)

登録年 貿易条件	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		5年合計	
	件数	構成比 (%)										
EXW	35	7.0	31	7.4	42	7.6	30	6.1	24	6.1	162	6.9
FAS	0	0.0	1	0.2	1	0.2	1	0.2	0	0.0	3	0.1
FOB	199	40.0	165	39.5	202	36.7	167	34.2	139	35.5	872	37.2
FCA	8	1.6	6	1.4	0	0.0	2	0.4	7	1.8	23	1.0
CFR	81	16.3	64	15.3	91	16.5	81	16.6	63	16.1	380	16.2
CIF	98	19.7	82	19.6	108	19.6	114	23.4	92	23.5	494	21.1
CPT	2	0.4	4	1.0	3	0.5	3	0.6	2	0.5	14	0.6
CIP	1	0.2	0	0.0	1	0.2	1	0.2	4	1.0	7	0.3
DAF	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	0.2	0	0.0	2	0.1
DES	2	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.2	0	0.0	3	0.1
DEQ	0	0.0	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
DDU	0	0.0	1	0.2	1	0.2	1	0.2	0	0.0	3	0.1
DDP	4	0.8	3	0.7	1	0.2	10	2.0	2	0.5	20	0.9
指定なし	67	14.5	60	14.4	100	18.2	76	15.6	59	15.1	362	15.4
計	498	100.0	418	100.0	550	100.0	488	100.0	392	100.0	2,346	100.0

まず、個別の貿易条件の選択状況を見ると、表9のコンテナ数量売り案件については、どの登録年においても FOB の件数が最も多い。その構成比は2020年を除いて40%台を推移し、5年間全体で見ると41.2%を占める。また、どの登録年においても、「指定なし」の案件を除くと、FOBに次いで件数の多い個別の貿易条件は順に CIF、CFR、EXW であり、5年間全体の構成比はそれぞれ19.8%、16.3%、6.5%である。ここで気づくことは、コンテナ数量売り案件では、前記3.2. で報告した売り案件の結果とは CFR と EXW の順位が逆転していることと「指定なし」の案件が10%台に減少していることである。

一方、表10のコンテナ数量買い案件については、「指定なし」の案件を除外すると、件数の首位は登録年によって FOB か CIF のいずれかであり、5年間全体の件数と構成比で見ると CIF (140件、25.3%) が FOB (134件、24.2%) を僅差で上回った。また、どの登録年においても CFR が3位、EXW が4位を占め、5年間全体で見ると構成比はそれぞれ15.9%と8.1%である。このように、個々の数値の違いはあれ、コンテナ数量買い案件のデータの特徴は前記3.2. で報告した買い案件の結果と共通している。

次に、表11のコンテナ数量売買案件全体を確認すると、どの登録年におい

引き合い案件データベース“TTPP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告でも FOB を選択した案件が最も多い。5年間全体でみると2,346件中872件（37.2%）と、前記3.2. で報告した売買案件での33.3%（表8参照）よりも約4ポイント増加している。また、「指定なし」の売買案件を除けば、どの登録年においても FOB に次いで CIF、CFR、EXW の順に件数が多く、5年間全体の構成比はそれぞれ21.1%、16.2%、6.9%である。つまり、前記3.2. で報告した売買案件の結果とは CFR と EXW の順位が逆転している。このことと上述した FOB の増加を考え合わせると、コンテナ数量売買案件においては在来船専用の貿易条件を選択する傾向がいっそう大きいことを意味する。その点を FOB、CFR、CIF の3条件の集中度（構成比の合計）という観点から次項で検証する。

3. 5. コンテナ数量売買案件における FOB、CFR、CIF の3条件の集中度

2017～2021年の各年における FOB、CFR、CIF の3条件の集中度の範囲は、表9のコンテナ数量売り案件において74.7%～80.5%、表10のコンテナ数量買い案件において60.7%～71.8%であり、5年間全体でみると前者は77.3%、後者は65.4%である。さらに、表11のコンテナ数量売買案件全体でみると、当該5年間の FOB、CFR、CIF の集中度は72.8%～76.0%の範囲（5年間全体で74.5%）にある。すなわち、コンテナ数量売り案件、コンテナ数量買い案件およびコンテナ数量売買案件全体のいずれの集計区分においても、前記3.3. で報告した結果よりも当該3条件の集中度は20ポイント近くも上昇している。これに対して、当該5年間の各年の FCA、CPT、CIP の3条件の構成比（の合計）は、コンテナ数量売り案件で0.4%～3.7%、コンテナ数量買い案件で0.9%～4.0%、コンテナ数量売買案件全体では0.7%～3.3%という範囲にあり、前記3.3. で報告した結果と同様にきわめて僅少である。ちなみに、5年間全体の2,346件のコンテナ数量売買案件から「指定なし」の案件（362件）を除外した1,984件を母数にすると、FOB、CFR、CIF の3条件（件数合計1,746件）の集中度は88.0%にも及ぶのに対し、FCA、CPT、CIP の3条件（件数合計44件）の構成比は2.2%と、まさに微々たるレベルにとどまっている。さらに、D 類型については、5つの貿易条件を合計しても5年間のコンテナ数量売買案件全体の1.2%（2,346件中29件）にすぎず、「指定なし」の案件を除外した場合でも僅か1.5%という選択状況である。

以上の所見を要約すると、本来ならば多くのコンテナ数量売買案件において

FOB、CFR、CIF の3条件にとって代わるべき、FCA、CPT、CIP の3条件がほとんど選択されておらず、コンテナ貨物の海上輸送に在来船専用の貿易条件を用いるという誤用ないし不適切な選択の問題は、一般の売買案件よりもコンテナ数量売買案件においてより顕著にみられるということに収束する。残念ながら、筆者にはその理由が依然として不明である。

4. 結び

本稿での報告はあくまでも暫定的なものであり、いささかまとまりに欠けるうらみがあるが、TPPP 終了前の最終5年間（2017～2021年）に登録された売買案件について、選択された貿易条件を中心に論考した。特に焦点をあてたのはコンテナ数量売買案件における貿易条件の選択状況である。しかし、大量のデータを収集しながらも、新たな発見はほとんど得られなかった。すなわち、個別の貿易条件としてはFOBを選択する売買案件が最も多いこと、伝統的な在来船専用であるFOB、CFR、CIFの3条件の集中度が非常に高いこと、コンテナ貨物の海上運送に適したFCA、CPT、CIPの3条件を選択する売買案件が僅少で、今日の国際物流の状況に見合っていないことなど、論文（2015）の結論を約6年の歳月を経て改めて確認するという結果になった。さらに研究を進め、より詳細かつ多面的に、売買案件の内容（商品）と選択された貿易条件とのクロス集計を行い、あるいは案件の登録国／地域や交流希望地ごとに貿易条件の選択状況を分析すれば、新たな所見が得られるかもしれないが、それらは今後の課題として残したい。また、前記2.7.のように、本稿では新型コロナウイルス感染症の感染拡大という社会情勢を反映した売買案件の特徴についても言及した。この国難ともいえるべき深刻な状況は本稿執筆時点ですでに3年近くも継続している。1日も早い終息を念願しつつ、擱筆する。

（2022年10月19日 脱稿）

参考文献（脚注に記したものは除く）

- ・ ICC (2010) : *Incoterms® 2010—ICC rules for the use of domestic and international trade terms*, International Chamber of Commerce, Paris [新堀聰記 (2010) : インコタームズ® 2010 – 国内および国際取引条件の使用に関する ICC 規則 (英和対訳版)、国際商業会議所日本委員会]

引き合い案件データベース“TTTP”に登録された最終5年間（2017～2021年）の売買案件に関する暫定報告

- ・オーシャンコマース（2006）：新版海運実務マニュアル、株式会社オーシャンコマース
- ・JETRO（2017）：ジェトロ貿易ハンドブック2017、日本貿易振興機構（JETRO）
- ・杉山晴信（2021）：英文ビジネス通信実践演習21講（五訂版）、三恵社
- ・日本関税協会（2020）：輸出統計品目表－2021－、公益財団法人日本関税協会
- ・Petersen, Catherine J. (2011) : *Incoterms® 2000 and Incoterms® 2010 : A Practical Review*, Global Trading Center Inc., El Paso

参考サイト

- ・HS条約締約国・地域一覧（財務省）：
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/international/wco/hs.pdf
（2022年8月28日閲覧）
- ・令和3年版消費者白書（消費者庁）第1部第2章第5節（2）生活関連物資に関する消費生活相談：
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2021/white_paper_141.html
（2022年10月10日閲覧）
- ・株式会社京浜トレーディング・貿易条件Fグループの概要と流れについて：
<https://www.keihintrading.co.jp/column/trade/f-group.html>
（2022年10月18日閲覧）